

教育委員会会議 定例会

令和2年2月12日

提出議案綴

山梨県教育委員会

1 議 案

- 第 48 号 県議会に提出する予定案件について
- 第 49 号 県議会に提出する予定案件について
- 第 50 号 知事の権限に属する事務の委任事務の変更について
- 第 51 号 県議会に提出する予定案件について
- 第 52 号 県議会に提出する予定案件について
- 第 53 号 県議会に提出する予定案件について
- 第 54 号 職員の処分について
- 第 55 号 教育委員会の活動状況報告書について
- 第 56 号 県議会に提出する予定案件について
- 第 57 号 県議会に提出する予定案件について
- 第 58 号 県議会に提出する予定案件について

2 報 告 事 項

- (11) 指導が不適切な教員について
- (12) いじめ重大事態に係る第三者を含む調査委員会の報告について

3 その他報告

- (32) 「新やまなしの教育振興プラン」の目標となる指標の達成状況について
- (33) 山梨県文化芸術推進基本計画（仮称）について
- (34) 県議会に提出する予定案件について

議案第 48 号

県議会に提出する予定案件について

[別途資料配付]

議案第 49 号

県議会に提出する予定案件について

[別途資料配付]

議案第 50 号

知事の権限に属する事務の委任事務の変更について

[別途資料配付]

議案第 51 号

県議会に提出する予定案件について

[別途資料配付]

議案第 52 号

県議会に提出する予定案件について

[別途資料配付]

議案第 53 号

県議会に提出する予定案件について

[別途資料配付]

議案第 54 号

職員の処分について

[別途資料配付]

議案第 55 号

教育委員会の活動状況報告書について

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、報告書を議会へ提出する必要がある。

(報告書別途配付)

議案第 56 号

県議会に提出する予定案件について

[別途資料配付]

議案第 57 号

県議会に提出する予定案件について

[別途資料配付]

議案第 58 号

県議会に提出する予定案件について

[別途資料配付]

報告事項 11

指導が不適切な教員について

[別途資料配付]

いじめ重大事態に係る第三者を含む調査委員会の報告について

[別途資料配付]

(令和2年2月12日 定例教育委員会)

課室名

総務課

件名	「新やまなしの教育振興プラン」の目標となる指標の達成状況について		
経緯	<p>○ 平成26年2月に策定した「新やまなしの教育振興プラン」(以下「プラン」という。)は、本県教育振興の基本計画として、平成26年度から平成30年度までの5年間を計画期間として、施策を展開してきた。</p> <p>○ プランにおいては、目標となる指標の達成状況を把握しながら、計画に沿って施策が実施されているか、自ら点検・評価を行い、毎年結果を公表することとしている。</p> <p>○ 令和元年6月からは、「山梨県教育大綱(山梨県教育振興基本計画)」を策定し新たな指標のもと進捗管理を開始している。</p>		
内容	<p>プランに掲げた目標となる指標の項目(51項目)のH30年度実績値が確定したため、教育委員会ホームページを通じて公表(資料1)する。</p> <p>【進捗率の計算方法】 $\frac{(\text{H30年度の実績値}) - (\text{平成24年度の現況値})}{(\text{H30年度の目標値}) - (\text{平成24年度の現況値})} \times 100$</p>		
		基本方針内容	成果指標の進捗状況(H30年度実績)
			100%以上 100%未満 合計
	基本方針1	世界に通じ、社会を生き抜く力の育成	11 2 13
	基本方針2	確かな学力と自立する力の育成	3 1 4
	基本方針3	豊かな心と自己実現を図る力の育成	2 3 5
	基本方針4	健康で豊かな生活を営むことができる「やまなしスポーツ」の創出	2 9 11
	基本方針5	一人ひとりのニーズに応じた特別支援教育の充実に向けた取り組み	0 7 7
	基本方針6	子どもたちが安全に安心して学ぶ事ができる教育環境づくり	2 0 2
	基本方針7	すべての子どもが生き生きと学ぶことができる質の高い魅力ある学校づくりの実現	1 1 2
基本方針8	家庭・地域・学校が連携した教育の実現	2 0 2	
基本方針9	生涯にわたり学び続けることができる環境づくりの実現	2 0 2	
基本方針10	県民一人ひとりが豊かな人生を送るための文化芸術の振興の推進	1 2 3	
	合計	26 25 51 (構成比) 51.0% 49.0%	
	【進捗状況】		
	【主な項目の状況】		
	○ 進捗率の高いもの	H30 目標値	H30 実績値
	「工業高校の資格取得者延べ人数」(高校)	65.0%	92.2%
	「公立学校の不登校児童生徒の再登校率」(小・中学校)	25.0%	31.4%
	「図書館の授業利用時間数」(高校)	120 時間	141 時間
	○ 進捗率の低いもの	H30 目標値	H30 実績値
	「高校芸術文化祭への参加生徒数」(高校)	24,000 人	20,362 人
	「専門教員の研修参加者数」(延べ)	252 人	218 人
	「朝食の摂取状況」(中学・女子)	90.0%	83.5%
	【未達成となった成果指標への対応について】		
	<p>目標値を下回った成果指標25項目については、目標にしていた指標が法定の計画となったもの、新計画で関連する項目が削除されたものなどを除く16項目を新計画の指標(資料2)に引き継ぎ、今後の達成に向け、施策、事業の展開を行う。なお、指標に設定しない9項目についても、事業自体が廃止されたものではないことから、関連する事業を継続する中で、所期の目的が果たされるよう引き続き取り組む。</p>		

令和2年2月12日 定例教育委員会

生涯学習文化課

<p>件名</p>	<p>山梨県文化芸術推進基本計画（仮称）について</p>
<p>経緯</p>	<p>○ 平成29年6月に施行された「文化芸術基本法」第7条の2第1項により、地方公共団体は、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画を定めるよう努めることとされた。</p> <p>○ また、「文化芸術基本法」第7条の2第2項により、計画を定めようとするときは、あらかじめ、教育委員会の意見を聴かなければならないとされている。</p> <p>○ 平成30年12月に施行した「山梨県文化芸術基本条例」第25条第1項により、文化芸術の振興等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術の振興等に関する基本的な計画を策定することとした。</p> <p>○ 令和元年7月から12月に、「山梨県文化芸術推進会議」（外部の有識者18名の委員で構成）を3回開催し、本県の文化芸術の振興等に当たり幅広く意見を聴き、「山梨県文化芸術推進基本計画（仮称）」（素案）を取りまとめた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 7月25日 第1回会議 主な議題：山梨県文化芸術推進基本計画（仮称）策定について ・ 10月8日 第2回会議 主な議題：山梨県文化芸術推進基本計画（仮称）素案の検討 ・ 12月19日 第3回会議 主な議題：山梨県文化芸術推進基本計画（仮称）素案のまとめ <p>○ 県民意見提出制度実施要綱に基づき、「山梨県文化芸術推進基本計画（仮称）」（素案）について、県民から意見を募集している。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 意見の募集期間 令和2年1月30日～令和2年2月12日（14日間） (2) 意見募集の周知 生涯学習文化課、県民情報センター及び地域県民センターに資料を備え付けるとともに、県のホームページに掲載し、意見を求める。
<p>内容</p>	<p>○ 今後の予定 意見募集の結果等を踏まえ、必要に応じて修正等を行い、年度内に「山梨県文化芸術推進基本計画（仮称）」を策定し、県民に公表する。</p>

県議会に提出する予定案件について

[別途資料配付]